

令和8年第1回砂川市議会臨時会

令和8年4月10日（金曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2号 工事請負契約の締結について
議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
是枝 貴裕議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月10日
至 4月10日 1日間
- 日程第 3 議案第 2号 工事請負契約の締結について
議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（13名）

議長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議員	是 枝 貴 裕 君	議員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君

中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	横 田 良 一
総務部長 兼 会 計 管 理 者	三 橋 真 樹
市 民 部 長	伊 藤 修 一
保 健 福 祉 部 長	畠 山 秀 樹
経 済 部 長	奥 山 雅 喜
建 設 部 長	野 田 勉
病 院 副 事 業 管 理 者 兼 病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学
税 務 課 長	齊 藤 史 憲

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基

4. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三 橋 真 樹
-------------	---------

5. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 奥山 雅喜

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 安武 浩美

事務局次長 越智 朱美

事務局係長 表 祐馬

事務局係長 佐々木 健児

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから令和8年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び是枝貴裕議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月10日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第2号 工事請負契約の締結について

議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第2号 工事請負契約の締結について、議案第3号 工事請負契約の締結についての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 議案第2号及び議案第3号について一括してご説明いたします。

両議案は、いずれも令和8年第1回市議会定例会において関連予算の議決をいただき、去る4月8日に入札を執行したものであり、工事請負契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第2号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。提案の理由は、南吉野老人憩の家建設工事(建て替え)について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであり

ます。

1、工事名は、南吉野老人憩の家建設工事（建て替え）であります。

2、請負金額は、1億8,150万円。

3、工事期間は、本契約締結の翌日から令和9年3月15日まで。

4、契約の相手方は、砂川市西1条北21丁目1番1号、水島建設工業株式会社代表取締役、笹島一彦氏。

5、工事概要は、建て替えによる新築建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事であります。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。提案の理由は、旧石山中学校解体工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名は、旧石山中学校解体工事であります。

2、請負金額は、2億570万円。

3、工事期間は、本契約締結の翌日から令和9年1月29日まで。

4、契約の相手方は、増建・北伸経常建設共同企業体、代表者、砂川市西1条北12丁目1番28号、株式会社増建代表取締役、増井悟氏。

5、工事概要は、校舎、体育館、バックネット等解体であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、議案第3号の討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第3号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 伊藤修一君（登壇） 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、ページにつきましては、タブレットの左下に表示されているページを御覧願います。2ページを御覧願います。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては、15ページ、議案第1号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第18条の3は納税証明事項の定めであり、第19条は納期限後に納付し、また納入する税金または納入金に係る延滞金の定めであり、いずれも環境性能割の廃止に伴う条文整理であります。

第33条第3項は所得割の課税標準の定めであり、第34条の7第2項は寄附金税額控除の定めであり、第36条の2第1項は市民税の申告の定めであり、第36条の3の2第1項、第5項は個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の定めであり、いずれも引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の定めであり、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う条文整理であります。

第63条は、固定資産税の免税点の定めであり、固定資産税の免税点について家屋は2

0万円を30万円に、償却遺産は150万円を180万円に改めるものであります。

第80条は軽自動車税の納税義務者等の定めであり、第81条は軽自動車税のみならず課税の定めであり、環境性能割の廃止に伴う条文整理であります。

第81条の3から16ページ、第81条の8までは、環境性能割の課税標準、税率、免税点、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免の定めであり、いずれも環境性能割の廃止に伴う条の削除であります。

第82条から17ページ、第91条第2項、第6項までは、種別割の減免、賦課期日及び納期、徴収の方法、申告または報告、不申告等に関する過料、種別割の減免、身体障がい者に対する種別割の減免、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の定めであり、いずれも環境性能割の廃止に伴う条文整理であります。

第143条第1項から第3項まで、第5項は、国民健康保険税の課税額の定めであり、子ども・子育て支援納付金課税額について新たに規定するとともに、その課税限度額を3万円とする規定の追加及び基礎課税額の課税限度額について66万円を67万円に改めるものであります。

第144条第1項は国民健康保険の被保険者に係る所得割額の定めであり、第147条は国民健康保険税の案分率の定めであり、子ども・子育て支援納付金課税額の追加に伴う条文整理であります。

第147条の4は、国民健康保険税の案分率の定めであり、子ども・子育て支援納付金課税額の案分率について、所得割額は100分の0.29、均等割額は1,000円、18歳以上均等割額は100円、世帯平等割額は1,000円とし、特定世帯は500円、特定継続世帯は750円とする条の追加であります。

第150条第2項は、国民健康保険税の納期及び端数処理の定めであり、前納の条の追加に伴う条文整理であります。

第150条の2は、普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期の定めであり、前納の条の追加であります。

第159条は、国民健康保険税の減額の定めであり、減額後の課税限度額について基礎課税額は66万円を67万円にする改正、18ページになります。並びに5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乘じるべき金額について、それぞれ30万5,000円を31万円に、56万円を57万円にする改正と子ども・子育て支援納付金課税額について低所得者等に対する軽減措置を現行制度と同様に規定するとともに、18歳未満の被保険者に対する均等割額は10割軽減とし、減額後の課税限度額について3万円とする規定の追加であります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充、子ども・子育て支援納付金課税額による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明申し上げます。25ページ、附属説明資料ナンバー2を御覧願います。国民健康保険税、医療給付費の課税額比較表で

あります。改正部分は、表の中段、軽減額の欄、5割軽減、2割軽減並びに限度額の網かけ部分であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減は2世帯の増、2割軽減は3世帯の増、5割軽減と2割軽減を合わせ5世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が4万7,000円の増となります。限度額については1万円引き上げられ67万円となり、限度額が引き上げられることから、現行限度額を超過していた額が34万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引上げによる影響額は、免税額で29万3,000円の増、収入見込額で28万円の増となります。

26ページです。附属説明資料ナンバー3を御覧願います。同じく、後期高齢者支援金の課税額比較表であります。改正部分は、5割軽減と2割軽減の改正であります。一番右の増減の欄でご説明をいたします。5割軽減と2割軽減を合わせた影響は、医療給付費と同じ5世帯の増、軽減の拡充による影響額は軽減額が1万4,000円の増となります。軽減の拡充による影響額は、免税額、収入見込額で1万4,000円の減となります。

27ページです。附属説明資料ナンバー4を御覧願います。同じく、介護納付金の課税額比較表であります。改正部分は、5割軽減と2割軽減であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減と2割軽減を合わせた影響は、3世帯の増、軽減の拡充による影響額は軽減額が9,000円の増となり、免税額、収入見込額では9,000円の減となります。

医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を合わせた影響は、軽減の拡充で7万円の減、限度額引上げで34万円の増、合計で27万円の増、収入見込額で25万7,000円の増と見込んでおります。

28ページになります。附属説明資料ナンバー5を御覧願います。子ども・子育て支援納付金の課税額比較表であります。子ども・子育て支援納付金課税額の税率及び額については北海道から示されている統一保険料率となっており、所得割額は100分の0.29、均等割額は1,000円、18歳以上均等割額は100円、世帯平等割額については一般世帯は1,000円、特定世帯は500円、特定継続世帯は750円で、算出税額については865万4,000円となります。子ども・子育て納付金は8年度からの課税となりますので現行の欄には数字は入っておりませんが、一番右の増減の欄でご説明いたします。7割軽減、5割軽減、2割軽減を合わせた影響は1,341世帯、179万3,000円であり、未就学児及び18歳未満に対する軽減、限度額超過額を加えた影響額は230万5,000円となり、算出税額865万4,000円から影響額を引いて合計年税額は634万9,000円、収入見込額は605万6,000円となります。

医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金に子ども・子育て支援納付金を加えた今回の改正による国民健康保険税全体の影響は、661万9,000円、収入見込額で631万3,000円の増と見込んでおります。

29ページ、附属説明資料ナンバー6を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付

金がない場合の所得段階別比較表であります。表の上段の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の税率等の増減の欄には子ども・子育て支援納付金分の所得割0.29%、均等割1,000円、18歳以上均等割100円、平等割1,000円、限度額については今回の改正で引上げとなる医療分1万円と子ども・子育て支援納付金分3万円を合わせた4万円を記載しております。表の一番左の所得段階区分でいずれの区分においても子ども・子育て支援納付金加わることから増となりますが、所得が105万円の世帯が現行2割軽減から改正後は5割軽減の対象となり、所得が156万9,900円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため、税額が減となります。所得が752万円以上の世帯では、医療分の限度額の引上げによる影響を加えた税額の増となります。一番右の備考欄には医療分の限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、給与収入で946万1,177円を超える世帯から影響が生じ、年収957万8,824円を超えると一律1万円の増額となるものであります。

30ページ、附属説明資料ナンバー7を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の上段の欄に税率等の比較を記載しており、今回の改正では介護分の限度額改正がなかったことから、医療分の限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階につきましては附属説明資料ナンバー6と同様であります。

今回の改正では医療分1万円の引上げに加え、新たに子ども・子育て支援分の限度額3万円が加わることとなり、国民健康保険税の限度額は現行109万円から改正後は103万円となります。国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額の追加、軽減措置の拡充、限度額の引上げによる影響等の説明は以上であります。

それでは、18ページを御覧願います。附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の定めであり、控除適用期限の延長に伴う条文整理であります。

附則第7条の3、第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めであり、控除適用期限の延長に伴う附則第7条の3の削除及び条文整理であります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の定めであり、国の復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設並びに特定暗号資産取引に係る課税の特例の見直しに伴う条文整理であります。

19ページです。附則第8条第1項、第2項は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、課税の特例適用期限延長及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第9条の2は、個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の定めであり、国の復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う条文整理であります。

附則第10条の2第3項から第25項までは、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置であるわがまち特例の割合を定める規定の追加等及び条文整理であります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、改修実演芸術公演施設を改修特別特定建築物とする規定の追加及び条文整理であります。

第15条の2から20ページ、第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、減免の特例、非課税の特例、申告納付の特例、徴収取扱費の交付、税率の特例の定めであり、いずれも環境性能割の廃止に伴う条の削除であります。

附則第16条、第16条の2は、軽自動車税の種別割の税率の特例、賦課徴収の特例の定めであり、いずれも環境性能割の廃止に伴う条文整理であります。

附則第16条の3第3項、第16条の4第3項、第17条第3項は、上場株式等に係る配当所得等、土地の譲渡所得等に係る事業所得等、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、いずれも引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第17条の2第1項、第2項、第4項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う条文整理であります。

附則第18条第5項、21ページ、第19条第2項は、短期譲渡所得及び一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、いずれも引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第19条の3は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う条の追加であります。

附則第20条の2第2項から第20条の4第2項、第5項までは先物取引に係る雑所得等、特例適用利子及び特定適用配当等、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、附則第21条から22ページ、第21条の5までは都市計画税の法附則第15条第14項、第32項、第36項、第37項、第41項の条例で定める割合の定めであり、いずれも引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第21条の6は、都市計画税の法附則第15条の11第1項の条例で定める割合の定めであり、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める条の追加であります。

附則第21条の7は、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び条の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の8から23ページ、第21条の12までは、宅地等に関して課する令和

6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び条の追加に伴う条の移動であります。

附則第22条の3、第23条は、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第28条から24ページ、第38条までは、国民健康保険税の課税の特例の定めであり、いずれも子ども・子育て支援納付金課税額の規定の追加に伴う条文整理であります。

12ページを御覧願います。改正附則についてであります。第1条は、施行期日等であり、この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものであり、第1号に定める規定は令和9年1月1日から、第2号に定める規定は令和9年4月1日から、第3号に定める規定は令和10年1月1日から、第4号に定める規定は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行するものであります。

13ページです。第2条は、市民税に関する経過措置であり、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出、住宅借入金等特別税額控除、長期譲渡所得に係る課税の特例、特定暗号資産取引に係る課税について経過措置を規定するものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置であり、別段の定めがあるものを除き、令和8年度以降の年度分から適用するもので、令和7年度分まではなお従前の例によるものであり、14ページです。免税点の改正、特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税、改修実演芸術公演施設に係る課税についても経過措置を規定するものであります。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置であり、令和8年度以降の年度分から適用するもので、環境性能割、種別割についても経過措置を規定するものであります。

第5条は、都市計画税に関する経過措置であり、令和8年度以降の年度分から適用するもので、令和7年度分まではなお従前の例によるものであり、改修実演芸術公演施設に係る課税についても経過措置を規定するものであります。

第6条は、国民健康保険税に関する経過措置であり、令和8年度以降の年度分から適用するもので、令和7年度分まではなお従前の例によるものであります。

第7条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であり、附則第5条中「の種別割に係る」を「に係る砂川市税条例」に、「同条」を「同条例」に改めるものであります。

以上が地方税法の改正等による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第1号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めること
について

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意
を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第4号、砂川市固定
資産評価員の選任についての同意を求める案件でございますが、堀田一茂氏は令和8年3
月31日をもって辞任いたしましたので、地方税法第404条第2項の規定に基づきまし
て次の者を砂川市固定資産評価員に選任いたしたいと存じます。

現市民部長、伊藤修一氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたしま
す。

履歴につきましては次ページに記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、
ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより、議案第4号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和8年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年4月10日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員